

二項ヲ協定シテ同三時三十分退散セイ

- 一、十二月三日午後一時より実行委員會ヲ開催スバフト、而シテ大同呂支部、結束ニ努力ハツト。
- 二、職員同志會トノ共同聯繫ニ就テ、呂支部ニ於テ自治會員ヲ職員同志會員ニ激励スルト共ニ密接十八關係ヲ作ハツト尚連絡委員會左、通り更入んツト

村上保彦 鈴野幹蔵  
元島佐太郎 手塚泰輔  
石丸中一通一報候也

一 再陳願書提出理由

二 再呈願條項

(一) 再陳願書提出理由

吾等は東京に於ける財政政策に対する一般的方策として、総領事勅諭と並んで東京市交通機関の根本的基本構造の確立を促し、昨年以來の減車政策と事業収支上の從事員の削減を以て、外人車の運営を停止した。然るに去る十一月二十日当局の不當な命令を受けて、何等改善が要望せしむる所は、既に総領事の御意を理解せしめざがれが、反対する意見が、本邦政府の眞意を理解するやを知るに苦しがつた。

誠に吾等が切実に望むことは東京市との連絡であり、交通機関の根本的確立である。かくして各項政策の徹底と事業上对于する改善を圖り、庶民の生活に利害ある腹得感の確保を期せんとする所である。

其外即ち吾方が既に用ひ嘆願希望を提出する所以の理由にして、吾等は百尺竿頭再び進むことを望むが、更に前と同様の止まざる事である。

大正十五年十一月十九日

東京市電從業員自治會

(二) 再陳願條項

卷頭共通